

役員各位

選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟
役員各位

令和3年8月24日

8月26日選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟総会について

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴殿が役員を務める「選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟」にて、8月26日（木）に総会の開催のご案内をいただいたところですが(参考資料1)、これに対するわが方議連の基本的考え方は別紙の通りです。なお、下記の参考資料を添付の上、今般貴議連役員(参考資料3)に送付させていただきましたことを申し添えます。

謹白

別紙：8月26日（木）の「選択的夫婦別氏を早期に実現する議連」会合開催について

記

参考資料1：貴議員連盟総会案内

参考資料2：しんぶん赤旗 記事

参考資料3：選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟 役員一覧

以上

婚姻前の氏の通称使用拡大・周知を促進する議員連盟
会長 中曾根 弘文

8月26日(木)の「選択的夫婦別氏を早期に実現する議連」会合開催について

令和3年8月24日

○昨年12月の内閣第一部会・女性活躍推進特別委員会合同部会以来、「氏制度のあり方」については、自民党内でさまざまな議論があり、一つにまとまっていないのが現状である。

こうした中、党政務調査会の下に設置されたワーキングチーム(石原伸晃座長)において論点整理のみを行い、「本格的な議論は衆院選後に行うこととなった」ところである(6月16日下村政調会長記者会見発言)。

また、最高裁は、6月23日、夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定を「合憲」と判断した。

○しかるに、夫婦別姓推進派による今次会合開催は、党内の対立を惹起させるとともに、夫婦別姓に極めて前向きな一部野党との対比で、自民党内で政策面でのイデオロギー上の激しい対立があるかのごとく国民の皆さまから誤解されかねず、極めて問題である。

○さらに、議連講師には日本共産党の機関紙「赤旗」にて、安倍総理(当時)があたかも戦前の家父長的な「家」制度の強い影響を受けているかのごとく主張するとともに、従来より安倍政権の平和安保法制を激しく批判している方を招いている。このような明確なイデオロギーの学識経験者を自民党の議員連盟の講師としてお招きすることは、適切でないと言わざるをえない。

○そもそも、都内に緊急事態宣言が発令され、国民の皆さまに各種の活動を自粛していただいている中、こうした不要不急の会合をこの時期に開催すること自体、国民の皆さまの理解を得られるとはとうてい思えず、また、冒頭述べたように本格的な議論は総選挙後に行うという政務調査会長の発言の趣旨にも反するものである。

○いずれにせよ、かねてからわが方議連の基本方針である、「氏制度のあり方」については、わが国社会の分断やイデオロギー的な対立に陥ることのないよう留意しつつ、冷静かつ慎重な議論を行っていくことが不可欠であると考えている。このことを、改めて「選択的夫婦別氏を早期に実現する議員連盟」役員の皆さまに強く申しあげておきたい。

婚姻前の氏の通称使用拡大・周知を促進する議員連盟

会長 中曽根 弘文

会長代行 高市 早苗

選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟
総会のご案内

令和3年8月吉日
会長 浜田 靖一

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。先生方におかれましては、新型コロナ感染症対策へのお取り組みはじめ、ご地元での精力的な活動に心より敬意を表します。

さて、この度は下記のとおり総会を開催いたしたくご案内申し上げます。これまで貴重なご意見を多数頂戴してまいりましたが、さらに議論を深める有意義な会にしたいと考えております。閉会中につき、ご調整が難しいかとは存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

日 時： 令和3年8月26日(木) 12:30～13:30 予定

場 所： 衆議院第2議員会館 地下1階 第1会議室

議 題：

会長挨拶

1. 「法的見地からの旧姓の通称使用について」立命館大法学部 二宮周平教授
2. 「旧姓の通称使用の限界とトラブル事例」当事者の方々より
3. 意見交換
4. 政務調査会長への要望案について

*ソーシャルディスタンスを保つため広い会議室で行います。人数が多くなった場合、代理の秘書様には資料のみのお渡しになる場合もございますので予めご承知おきください。

【FAX返信先 3508-3299】

8月24日(火)までにご返信をお願いいたします。

ご出席 ・ 代理 ・ ご欠席

議員名 (内線)

井出庸生事務所 (衆内線70721)

日本社会の女性抑圧の根源

立命館大学教授(家族法) 二宮 周平 さん



にのみや・しゅうへい 1951年神奈川県生まれ。立命館大学教授(家族法)、法学博士。『家族法』(第5版、2019年、新世社)など著書多数。婚外子差別の解消や選択的夫婦別姓の導入などの市民運動に尽力。

日本社会のジェンダー不平等の直接的な根源には、戦前の家父長制的な「家」制度と、戦後の財界による性別役割分業を利用した搾取があります。「家」制度の女性抑圧の仕組みや戦後の性別役割分業について、立命館大学の二宮周平教授(家族法)に聞きました。(日曜広志)

ジェンダー平等を求めて

「日本社会のジェンダー不平等をどう見ますか?」
「明らかな性別差別やジェンダー不平等が職場にも家庭にも根強く見られ、女性らが自立して安んじ生きるといふことがとても難しい状況です。一方で、選択的夫婦別姓や同性婚など、全国で当事者や支援者らが声をあげて制度改正の世論が高まっています。これは重要なことと考えています。」

「家」制度とはどのような制度で、なぜつくられたのでしょうか。
「明治民法(1898年公布)の下で、家長(戸主)が家族を統率する仕組みが設けられました。江戸時代に発達した武士階級の家長制が土台にあります。」

「家」制度は中心は財産の相続です。長男が、戸主の地位と「家」の全財産(家産)を相続する第一候補とされ(旧970条)、女性は生まれながらに劣位に置かれました。傍系よりも直系、宗門より尊属、そして、



戦前の家父長制的な「家」制度と戦後の性別役割分業による搾取

女性よりも男性を優先する家族内の序列をつくりました。
明治維新によって、各地の封建領主(大名など)は権威を失い、明治政府に権限を集中します。明治政府は天皇を元首として権限の集中を行いました。天皇の命令には絶対服従といふべきという精神の在り方を国民に定着させるために、「家」制度を利用しました。
家族は戸主(家長)の命令に服従するべきという意識を利便して、天皇は國家の長であり、「家長」である天皇の命令は絶対であるという意識を広げました。「家」制度は天皇專制を国民レベルで浸透させました。

同時に、「家」制度は、工業や農業の近代化が遅れていた日本には好都合でした。農業は、比較的狭い土地を家族中心として開墾を行っていました。戸主を強力なリーダーとして集約農業を営むことが必要でした。工業も家内工業が中心で同じように明確なリーダーが必要でした。全体に資本不足の日本の産業を支えたのです。

「家」制度の下では、女性の地位はどうだったのでしょうか。
明治民法は夫婦を独立した関係とはみなしませんでした。戸籍に記載された祖父母、祖父、親子、兄弟姉妹、おじおば、いとこを「家族」とみなし、「家族」は同じ氏(姓)にする(旧746条)と規定され、婚姻で入籍した者(多くは女性)は、その「家」の一員となり、家の氏を称しました。
明治民法では、女性は結婚

後、部屋の賃借や土地の売買、借金など夫の同意なく契約を結ぶことができない法的無能力者とされました。女性に参政権はなく、自立のための能力を得る機会も限られていました。
さらに、戦前の教育の基本方針である教育勅諭(1890年)に示された夫婦関係の規定は「妻は夫に服従してよく貞節を守り、夫ために逆らうところなく(勅諭行義)などと解説されました。」

「家」制度を軸にして社会全体に男尊女卑が展開されました。
「日本国憲法の下で「家」制度はなくなりませんでした。制度的には廃止されました。制度的には廃止されたから末端から支える存在だったからです。日本国憲法のもとで法の下の平等、個人の尊厳が規定されたことは、女性の権利、家族や子どもへの平等にとって重要な一歩でした。」

一方で、民法改正の議論で、旧貴族や旧財閥など当時の支配勢力が自分たちの地位や財産を守るために、個人単位の戸籍や夫婦別姓の導入に強固に反対しました。結局、制度としては残存しました。
例えば、戸籍や住民票を見ると、「筆頭者」「世帯主」という記載があり、その多くは夫です。子どもは年齢順に「長男・長女」「次男・次女」などと表記されています。これらの表記には戦前のように序列や権勢を

示す法的な根拠はありません。しかし「長男だから家業を継ぐ」といった意識や、婚姻の際に改姓する割合が女性という事実からは、家族単位の戸籍や夫婦別姓の原則が、「家」制度時代の遺習や記憶を温存してきたと言えます。

戦後もジェンダー不平等が根付くのです。
戦後、財界は、女性に対する就職差別や定年差別、賃金格差や昇給・昇進格差、服装や靴での差別など、女性を正規の労働力として受け入れることを拒んできました。とくに高度経済成長期には、男性に対しては長時間労働、休日出勤、距離通勤など男尊女卑を行ない、そうした男性を支えるために結婚した女性や家庭に入ってから家事、育児、介護を担わざるを得なかったのです。「日本型福祉社会」であり、政府は公共投資をインフラ整備に集中することができました。

資本による性別役割分業の利用は、女性を「家」に縛りつけた戦前からの男尊女卑の意識とあいまって、現在にいたる日本の「男らしさ」「女らしさ」の規範と、深刻なジェンダー不平等を形作っていると言えます。
ジェンダー不平等を是正していくうえで、法制度を事実上即して見直すことは不可欠です。家族や結婚の多様さは、事実として誰もが認めています。「同性使用や、結婚を異性間に限る」という価値観の押しつけは、憲法が求める実質的平等に反するものです。制度改正は当然です。

選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟 役員一覧 (五十音順)

令和3年7月1日現在

顧問

甘利明、石破茂、小此木八郎、河村建夫、岸田文雄、武見敬三、竹下亘、渡海紀三朗、中谷元、二階俊博、額賀福志郎、野田聖子、林芳正、船田元、村上誠一郎、山口俊一

顧問 (閣僚)

井上信治、小泉進次郎、河野太郎、棚橋泰文、茂木敏充

会長

浜田靖一

会長代行

岩屋毅、土屋品子

副会長

伊藤達也、小淵優子、北村誠吾、後藤田正純、塩崎恭久、田中和徳、鶴保庸介、古川俊治、古川禎久、松島みどり、松本剛明、松山政司、三原朝彦、吉野正芳

幹事長

木原誠二、鈴木馨祐、福岡資麿

幹事長代理

越智隆雄、上月良祐、中西健治、盛山正仁

幹事

あかま二郎、朝日健太郎、あべ俊子、伊藤忠彦、井林辰憲、大串正樹、大野敬太郎、門博文、國場幸之助、小林史明、笹川博義、平将明、高橋はるみ、柘植芳文、津島淳、辻清人、中山展宏、西銘恒三郎、丹羽秀樹、野中厚、橋本岳、葉梨康弘、原田憲治、藤丸敏、船橋利実、牧島かれん、三浦靖、御法川信英、務台俊介、武藤容治、村井英樹、元榮太一郎、山本ともひろ、吉川赳、渡辺孝一

事務局長

井出庸生、三宅伸吾

事務局長代理

小倉将信、鈴木貴子、武井俊輔、宮崎政久、山下雄平

事務局次長

加藤鮎子、国光あやの、宮路拓馬